

長崎県と三井住友海上火災保険株式会社との包括連携に関する協定書

長崎県（以下「甲」という。）と三井住友海上火災保険株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり包括連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互連携と協働により産業振興等の様々な取組みを行うことで、地方創生を推進することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について連携・協力して取り組むものとする。

- (1) SDGsの取組に関すること
 - (2) 健康増進に関すること
 - (3) 地域の安全に関すること
 - (4) ワーク・ライフ・バランス及び働き方改革に関すること
 - (5) 産業と観光の振興に関すること
 - (6) 県政情報の発信に関すること
 - (7) その他地方創生の推進に関すること
- 2 甲および乙は、前項各号に定める事項を効果的に実施・促進するため、定期的に協議を行い、具体的な取組内容、実施方法その他の条件については別途取り決めるものとする。
- 3 乙は、第1項各号に定める取組の一部を、甲と協議のうえ、乙の関係会社を実施させることができる。

（秘密保持）

第3条 甲および乙は、本協定に基づく連携により相手方から受領した情報について、第1条に定める目的の範囲内でのみ使用するものとし、相手方の書面による事前の承諾なく第三者に開示または漏洩してはならない。ただし、次に掲げる情報を除く。

- (1) 相手方から受領したときに既に公知となっていたもの、または相手方から受領後、自らの故意または過失によらずして公知となったもの
 - (2) 相手方から受領したときに既に保有していたもの、または相手方から受領後にその情報を開示する正当な権限を有する第三者から入手したもの
 - (3) 法令により開示を求められたもの
- 2 甲および乙は、本協定が第5条に定める有効期間の満了により効力を失った後も、前項による秘密保持の義務を負う。

（反社会的勢力の排除）

第4条 甲および乙は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当し、または報道等により該当する蓋然性が高いと一般的に認められる場合には、相手方は何らの催告を要せず本協定を解

除することができる。なお、甲および乙が本条の規定により本協定を解除した場合、解除された相手方に損害が生じても解除した当事者は賠償責任を負わない。

- (1) 甲、乙または甲、乙の役員もしくは実質的に経営に関与する者または従業員等（以下「役員等」という。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）である、または反社会的勢力であった場合
- (2) 甲、乙または甲、乙の役員等が反社会的勢力に対し、不適切な出資、貸付、資金もしくは役務提供等をしている場合または反社会的勢力と何らかの不適切な取引をしている場合
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、甲、乙または甲、乙の役員等が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係をもっている場合
- (4) 甲、乙または甲、乙の役員等が、自らまたは第三者を利用して、相手方に対して暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為または詐欺的手法等を用いて不当な要求行為等を行った場合

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日からその1年後の日が属する年度の末日までとする。ただし、有効期間満了の前月末日までに、甲および乙のいずれかから本協定を更新しない旨の通知があった場合を除き、本協定は1年間更新され、その後も同様とする。

2 甲または乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、解除予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することで、本協定を解除することができる。

（協議）

第6条 本協定に定めない事項および本協定の解釈または履行につき疑義を生じた場合は、甲および乙にて誠意をもって協議のうえ、円満に解決を図るものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和2年3月26日

甲 長崎県長崎市尾上町3番1号
長崎県知事

中村浩通

乙 東京都千代田区神田駿河台3丁目9
三井住友海上火災保険株式会社
取締役社長

原典之